

重要事項説明書

株式会社 ReAND

居宅介護支援事業所 リアンド甘木

令和7年3月16日改定

重要事項説明書

居宅介護支援契約の締結にあたっては、「居宅介護支援重要事項説明書」の内容について十分確認され、かつ同意の上で行っていただきますようお願い致します。

なお、ご利用者の心身の状況により、ご判断等に支障がある場合は、ご家族又は成年後見人等の立会いのうえでご契約をお願いいたします。

1. 指定居宅介護支援を提供する事業者について

事業者名称	株式会社 ReAND
代表者氏名	大川 奈緒美
本社所在地 (連絡先及び電話番号等)	〒838-0068 福岡県朝倉市甘木1785-1 201 TEL 0946-28-8001 FAX 0946-23-9961
法人設立年月日	令和5年8月29日
併設サービス	訪問看護ステーション リアンド甘木

2. 利用者に対して指定居宅介護支援を実施する事業所について

(1)

事業所名称	居宅介護支援事業所 リアンド甘木
介護保険指定事業所番号	4072201108
開設年月日	令和5年11月1日
事業所所在地	〒838-0068 福岡県朝倉市甘木1785-1 201
連絡先	TEL 0946-28-8001 FAX 0946-23-9961
相談担当者名	管理者 田中 美樹
事業所の通常の 事業の実施地域	朝倉市（旧高木村、旧上秋月村、旧秋月町、旧杷木町、旧朝倉町を除く） 筑前町（三箇山を除く） 久留米市（旧水縄村を除く） うきは市（旧姫治村、旧浮羽村を除く） 筑紫野市（平等寺、上西山、本道寺、柚須原、香園を除く） 小郡市 大刀洗町

(2) 事業の目的及び運営の方針

事業の目的	要介護者等からの相談に応じ、及び要介護者とその心身の状況や置かれている環境等に応じて、本人やその家族の意向等をもとに居宅サービス又は施設サービスを適切に利用できるようサービスの種類内容等の計画を作成するとともに、サービスの提供が確保されるよう指定居宅サービス事業者、介護保険施設等との連絡調整その他の便宜の提供を行う。
運営の方針	1. 利用者が要介護状態となった場合においても、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ日常生活を営むことが出来るように支援します。 2. 利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者自らの選択に基づき適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業所から総合的かつ効率的に提供されるよう配慮します。 3. 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される居宅サービス等が特定の種類又は特定の居宅サービス事業所に不当に偏することのないよう、公正中立に行います。 4. 事業を行うにあたっては、利用者の所在する市町村、地域包括支援センター、他の居宅介護支援事業者、介護保険施設等との連携に努めます。

(3) 事業所窓口の営業日及び営業時間

営業日	月～金曜日 ただし、祝日、8月13日～15日、12月29日～1月3日までを除く。 電話等により営業時間外にあっても連絡可能な体制とする。
営業時間	8：30～17：30

(4) 事務所の職員体制

職員体制	管理者	1名
	居宅介護支援専門員	1名以上
	事務職員	名

(5) 居宅介護支援の内容、利用料及びその他の費用について

居宅介護支援の内容	提供方法	介護保険適用の有無	利用料(月額)	利用者負担額(介護保険適用の場合)
①居宅サービス計画の作成	契約書第4～10条を参照下さい	左の①～⑦の内容は、居宅介護支援の一連業務として、介護保険の対象となるものです	別紙1のとおり	介護保険適用となる場合には、利用料を支払う必要がありません(全額介護保険により負担されます)
②居宅サービス事業者との連絡調整				
③サービス実施状況の把握、評価				
④利用者状況の把握				
⑤給付管理				
⑥要介護認定申請に対する協力、援助				
⑦相談業務				

*重要事項説明書別紙1に料金表を記載しています。

3. その他の費用について

交通費	利用者の居宅が、通常の事業の実施地域を超えて行う事業に要する交通費は、その実費を徴収します。なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額を徴収します。*実施地域を1km超えるごとに100円
-----	--

4. 利用者の居宅への訪問頻度の目安

介護支援専門員が利用者の状況把握のため、利用者の居宅に訪問する頻度の目安
利用者の要介護認定有効期間中、少なくとも一月に1回

5. 居宅介護支援の提供にあたっての留意事項について

(1) 利用者は、介護支援専門員に対して複数の指定居宅サービス事業者等の紹介を求めるとや、居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業者等の選定理由について説明を求められますので、必要があれば遠慮なく申し出て下さい。

(2) 居宅介護支援提供に先立って、介護保険被保険者証に記載された内容(被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間)を確認させていただきます。被保険者の住所などに変更があった場合は速やかに当事者にお知らせ下さい。

(3) 利用者が要介護認定を受けていない場合は、利用者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行います。また、要介護認定の更新の申請が、遅くとも利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する30日前にはなされるよう、必要な援助を行うものとします。

(4) 病院等に入院しなければならない場合には、退院後の在宅生活への円滑な移行を支援等するため、早期に病院等と情報共有や連携をする必要がありますので、病院等には担当する介護支援専門員の名前や連絡先を伝えて下さい。

6. 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

(1) 虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	介護支援専門員 田中 美樹
-------------	---------------

(2) 成年後見制度の利用を支援します。

(3) 苦情解決体制を整備しています。

(4) 従業員に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。

7. 秘密の保持と個人情報の保護について

<p>①利用者及びその家族に関する秘密の保持について</p>	<p>①事業者は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」、「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」及び「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し、適切な取扱いに努めるものとします。</p> <p>②事業者及び事業者の使用する者（以下「従業員」という）は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。</p> <p>③また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。</p> <p>④事業者は、従業員に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業員である期間及び従業員でなくなった後においても、秘密を保持すべき旨を、従業員との雇用契約の内容とします。</p>
<p>②個人情報の保護について</p>	<p>①事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議や地域ケア会議等において、利用者の個人情報を用いません。また、利用者の家族の個人情報について、予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議や地域ケア会議等で利用者の家族の個人情報を用いません。</p> <p>②事業者は、利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物（紙によるものの他、電磁的記録を含む）については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。</p> <p>③事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします（開示に際して複写料などが必要な場合は利用者の負担となります）。</p>

8. 事故発生時の対応方法について

利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。また、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

なお、事業者は、下記の損害賠償保険に加入しています。

保険会社名	東京海上日動火災保険株式会社
保険名	賠償責任保険

9. 身分証携帯義務

介護支援専門員は、常に身分証を携帯し、初回訪問時及び利用者または利用者の家族から提示を求められたときは、いつでも身分証を提示します。

10. 介護サービスの利用にあたってご留意していただきたい事項

(1) 禁止行為

- ① 職員に対する身体的暴力（身体的な力を使って危害を及ぼす行為）
- ② 職員に対する精神的暴力（人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為）
- ③ 職員に対するセクシャルハラスメント（意に添わない性的誘いかけ、好意的態度の要求等、性的ないやがらせ行為）

11. 介護サービス契約の終了

(1) 事業者からの契約の解除

- ① 事業者は、次に掲げるいずれかの場合には、相当な期間の経過後介護サービス契約を解除することが出来ます。
 - ・職員の心身に危害が生じ、又は生ずるおそれのある場合であって、その危害の発生又は再発生を防止することが著しく困難である等により、利用者に対して介護サービスを提供することが著しく困難になったとき。
 - ・上記により契約を解除する場合、事業者は居宅介護支援事業所又は保険者である市町村と連絡を取り、利用者の心身の状況その他の状況に応じて、適当な他の事業者等の紹介その他の必要な措置を講じます。

12. サービス提供に関する相談、苦情について

(1) 苦情処理の体制及び手順

1. 提供した指定居宅介護支援に係る利用者及びその家族からの相談及び苦情を受け付けるための窓口を設置します（下表に記す【事業者の窓口】のとおり）
2. 相談及び苦情に円滑かつ適切に対応するための体制及び手順は以下のとおりとします。
 - 1) 利用者からの相談又は苦情等に対応する常設の窓口（連絡先）、担当者の設置

担当者 田中 美樹

電話番号 0946-28-8001

FAX 0946-23-9961

2) 円滑かつ迅速に苦情処理を行うための処理体制・手順

- ① 苦情があった際は、直ちに相談担当者が本人または家族に連絡をとり、詳しい事情を聞くとともに担当の職員からも事情を確認します。
- ② 苦情内容については管理者に報告するとともに、相談担当者が必要と判断した場合は、事業所の職員全員で検討会議を行います。
- ③ 検討の結果を踏まえて、必ず翌日までに具体的な対応をします（利用者に謝罪に行く、改善の取り組みの報告等）
- ④ 記録をデータベースに保管し、再発防止と今後の改善に役立てます。

3) 苦情があったサービス事業者に対する対応方針等（居宅介護支援事業者の場合記入）

- ① 苦情があった場合は、直ちに相談担当者が本人または家族に連絡を取り、詳しい事情を聞くとともにサービス事業者の職員からも事情を確認します。
- ② 苦情内容については管理者に報告するとともに、苦情に係る問題点を把握の上、対応策を検討します。
- ③ 検討した対応策については、必要に応じて、本人または家族に説明を行います。

(2) 苦情申立の窓口

【事業者の窓口】	所在地 福岡県朝倉市甘木1785-1 201 電話番号 0946-28-8001 FAX 0946-23-9961 受付時間 月～金曜日8:30～17:30
福岡県国民健康保険団体連合会介護保険相談窓口	所在地 福岡県福岡市博多区吉塚本町13番47号 電話番号 092-642-7800 FAX 092-642-7852 受付時間 8:45～17:00

行政の相談窓口

市町村等	担当部署	電話番号
朝倉市	介護サービス課	0946-22-1111
筑前町	福祉課	0946-24-8763
大刀洗町	福祉課	0942-77-2266
久留米市	健康保福祉部介護保険課	0942-30-9205
うきは市	保険課	0943-75-4936
小郡市	介護保険課	0942-72-2111
福岡県介護保険広域連合朝倉支部		0946-21-8021
福岡県介護保険広域連合うきは・大刀洗支部		0943-74-5355

令和 年 月 日

事業者は、サービス提供開始にあたり、上記のとおり重要事項について説明を行い、交付しました。

事業者 住所 福岡県朝倉市甘木1785-1 201
法人名 株式会社 ReAND
代表取締役 大川 奈緒美

事業所 指定事業所名 居宅介護支援事業所 リアンド甘木
管理者 田中 美樹

説明者 _____

私は重要事項説明書により、事業者から重要事項について説明を受け、その内容に同意し、交付を受けました。

令和 年 月 日

<利用者>

住所 _____

氏名 _____

<立会人または代理人>

住所 _____

氏名 _____

(利用者との関係)

別紙 1

居宅介護支援の利用料金表（R6年4月改定）

<利用料金>

居宅介護支援に関するサービス利用料金について、事業所が法律の規定に基づき、介護保険からサービス利用料金に相当する給付を受領する場合（法定代理人による受領も含む）は、利用者の自己負担はありません。

ただし、利用者の介護保険料の滞納等により、事業所が介護保険からサービス利用料金に相当する給付を受領することが出来ない場合は、下記のサービス利用料金の全額を一旦お支払い頂きます。

【基本利用料】

取扱要件	利用料 (1ヵ月あたり)		利用者負担金	
			法定代理 受領分	法定代理 受領以外
□居宅介護支援費（Ⅰ） 取扱い件数が40件未満	要介護1・2	10,860円	無料	10,860円
	要介護3・4・5	14,110円		14,110円
□居宅介護支援費（Ⅱ） 取扱件数が40件以上60件未満	要介護1・2	5,440円		5,440円
	要介護3・4・5	7,040円		7,040円
□居宅介護支援費（Ⅲ） 取扱件数が60件以上	要介護1・2	3,260円		3,260円
	要介護3・4・5	4,220円		4,220円

*上記の基本利用料は、厚生労働大臣が告示で定める金額であり、これが改訂された場合は、利用料も自動的に改訂されます。なお、その場合、事前に新しい基本利用料を書面でお知らせします。

【加算】以下の要件を満たす場合、上記の基本利用料に以下の料金が加算されます。

加算の種類	加算の要件	加算額
特定事業所加算（Ⅰ）	加算要件①～⑬を全て満たした場合 ①常勤専従の主任介護支援専門員を2名以上配置 ②常勤専従の介護支援専門員を3名以上配置 ③サービス提供の為の留意事項に係る伝達等を目的とした会議を定期的（概ね週1回以上）に開催 ④24時間連絡体制の確保と必要時に利用者等の相談に応じる体制の確保 ⑤算定月の要介護3～5の割合が40%以上 ⑥計画的な研修の実施 ⑦地域包括から紹介の困難事例に対応している ⑧地域包括等が実施する事例検討会等に参加 ⑨運営基準、特定事業所集中の減算適用を受けていない ⑩介護支援専門員一人当たりの担当件数が40件未満（居宅介護支援費Ⅱを算定している場合は45件未満） ⑪介護支援専門員実務研修における科目「ケアマネジメントの基礎技術に関する実習」等に協力又は協力体制を確保している ⑫他の法人が運営する居宅介護支援事業所と共同で事例検討会、研修会等を実施している ⑬必要に応じて多様な主体により提供される利用者の日常生活全般を支援するサービス（インフォーマルサービスを含む）が包括的に提供されるような居宅サービス計画を作成	5,190円
特定事業所加算（Ⅱ）	特定事業所加算Ⅰの②・③・④及び⑥～⑬を満たした場合	4,210円
特定事業所加算（Ⅲ）	特定事業所加算Ⅰの③・④及び⑥～⑬を満たした場合	3,230円
特定事業所加算A	特定事業所加算Ⅰの③・④及び⑥～⑬を満たした場合	1,140円
初回加算	新規あるいは要介護状態区分が2区分以上変更された利用者に対し指定居宅支援を提供した場合（1月につき）	3,000円
入院時情報連携加算（Ⅰ）	利用者が病院又は診療所に入院した日のうちに、当該病院又は診療所の職員に対して当該利用者に係る必要な情報を提供した場合（1月につき） ＊入院日以前の情報提供を含む ＊営業時間終了後又は営業日以外の日に入院した場合は、入院日の翌日も含む。	2,500円
入院時情報連携加算（Ⅱ）	利用者が病院又は診療所に入院した日の翌日又は翌々日に、当該病院又は診療所の職員に対して当該利用者に係る必要な情報を提供した場合（1月つき1回を限度） ＊営業時間終了後に入院した場合であって、入院日から起算して3日目が営業日でない場合は、その翌日を含む。	2,000円

通院時情報連携加算	利用者が病院又は診療所において医師又は歯科医師の診察を受ける時に介護支援専門員が同席し、医師又は歯科医師等に対して当該利用者の心身の状況や生活環境等の当該利用者に係る必要な情報の提供を行うとともに、医師又は歯科医師等から当該利用者に関する必要な情報の提供を受けた上で、居宅サービス計画に記録した場合（1月につき1回を限度）	500円
退院・退所加算（Ⅰ）イ	医療機関や介護保険施設等の職員から利用者に関する必要な情報の提供をカンファレンス以外の方法により1回を受けた上で居宅サービス計画を作成し、居宅サービス又は地域密着型サービス利用に関する調整を行った場合（入院又は入所期間中につき1回を限度）	4,500円
退院・退所加算（Ⅰ）ロ	医療機関や介護保険施設等の職員から利用者に関する必要な情報の提供をカンファレンスにより1回を受けた上で居宅サービス計画を作成し、居宅サービス又は地域密着型サービスの利用に関する調整を行った場合（入院又は入所期間中に1回を限度）	6,000円
退院・対処加算（Ⅱ）ロ	医療機関や介護保険施設等の職員から利用者に関する必要な情報を2回受けており、うち1回以上はカンファレンスにより受けた上で居宅サービス計画を作成し、居宅サービス又は地域密着型サービスの利用に関する調整を行った場合（入院又は入所期間中につき1回を限度）	7,500円
退院・退所加算（Ⅲ）	医療機関や介護保険施設等の職員から利用者に関する必要な情報の提供を3回以上受けており、うち1回以上はカンファレンスにより受けた上で居宅サービス計画書を作成し、居宅サービス又は地域密着型サービスの利用に関する調整を行った場合（入院又は入所期間中につき1回を限度）	9,000円
ターミナルケアマネジメント加算	在宅で死亡した利用者に対して、終末期の医療やケアの方針に関する当該利用者又はその家族の意向を把握した上で、その死亡日及び死亡日前14日以内に2日以上、当該利用者又はその家族の同意を得て、当該利用者の居宅を訪問し、当該利用者の心身の状況等を記録し、主治の医師及び居宅サービス計画に位置付けた居宅サービス事業所に提供した場合	4,000円
小規模多機能型居宅介護事業所連携加算	利用者が小規模多機能型居宅介護事業所を利用するに当たって必要な情報を提供し、小規模多機能型居宅介護事業所における居宅サービス計画の作成等に協力した場合	3,000円
看護小規模多機能型居宅介護事業所連携加算	利用者が看護小規模多機能型居宅介護事業所を利用するに当たって必要な情報を提供し、看護小規模多機能型居宅介護事業所における居宅サービス計画の作成等に協力した場合	3,000円

緊急時等居宅カンファレンス加算	病院等の求めにより、医師等とともに居宅を訪問してカンファレンスを行い、利用者に必要な居宅サービス等の利用調整を行った場合（1月に2回を限度）	2,000円
特別地域居宅介護支援加算	当事業所が特別地域に所在する場合	上記基本利用料15%を加算
中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	中山間地域において、通常の事業の実施地域外に居住する利用者へサービス提供した場合	上記基本利用料5%を加算

【減算】以下の要件に該当する場合、上記の基本利用料から減算されます。

減算の種類	減算の要件	減算額
運営基準減算	指定居宅介護支援の業務が適切に行われず、一定の要件に該当した場合	上記基本利用料50%（2月以上継続の場合100%）
特定事業所集中減算	居宅介護支援の給付管理対象となるサービスについて特定の事業所の割合が、正当な理由なく80%を超える場合	2,000円

【交通費】

利用者の居宅が、通常の事業の実施地域内	無料
利用者の居宅が、通常の事業の実施地域を超えて行う事業に要する交通費は、その実費を徴収します。なお、自動車を使用した場合の交通費は、実施地域を1km超えるごとに100円を徴収します。	実費又は100円/km

* 料金を変更する場合は1ヵ月前にお知らせします。